

《第1次提言》 重点項目と要点

赤穂市教育委員会

「いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会」からの『第1次（緊急）提言』を受け、赤穂市教育委員会は、『解説と行動指針』によって、提言を実現させる対策の方向性と観点、指標を策定し、赤穂市の学校教育が何をめざして、どうするのかを示しました。

この『重点項目と要点』は、『解説と行動指針』の内容を要点化し、緊急提言として特に緊急的に即時対応が必要な項目を重点項目としてマークしたものです。

■ 1. 教育委員会の役割に関すること

〔対策・提言の企画と具体的実行〕

(1) 提言の実行 ← **重点1**

- 1 モデル校などを指定した取組の推進（25年度より）
- 2 児童生徒の人権意識やモラル、主体性などの向上を目的とする人権教育・道徳教育の充実（24年度中に年間計画見直し）

(2) 事件に係る不安の解消に向けた行動 ← **重点2**

- 1 高校入試への不安を払拭（12月中）
○近隣公立高校と県内外私立高校へ確認し、3年生と保護者へ連絡

(3) 教師力向上のための研修プログラムの企画・実施 ← **重点3**

- 1 研究・研修機能の拡充と各種研修プログラムの企画（25年2月中）
○管理職研修、生徒指導対策研修、不登校対策研修、教育相談研修等
- 2 年間活動部会の充実と新設（12月）
○中学校部会の新設とICT研修の充実

■ 2. 校長のリーダーシップ発揮に関すること

〔いじめ・暴力を許さない学校づくりのために、できることはすべてやる〕

(1) 校長のリーダーシップの発揮 ← **重点4**

- 1 学校をまとめ、めざす指標を誤解のない明確なことばと形で提示する。
○職員会議など全員が出席する会議ごとに「指標」として提示する。
- 2 学校の方針を基軸とし、全職員が関わられるような生徒指導の取組を進める。
○協議は全学年と担当者が出席する会議等で実施する。

(2) 安心・安全宣言 ← **重点5**

- 1 「安心・安全宣言」（12月）
○児童生徒、保護者、地域へ宣言文と実現に向けての協力依頼配布
○中学校区ごとに内容を検討し、PTA全戸配布、地域全戸回覧

- 2 いじめ対策マニュアルの改訂（1月）
○家庭・地域用ダイジェスト版を地域全戸配布（25年度）
- 3 安心・安全な学校の「条件」の策定（2月中）
○本年度新入生入学説明会で児童生徒・保護者へ報告

(3) 教師力の向上をめざして

← 重点 6

- 1 教師力の内容を設定し、向上のための研修を企画・実施（4月より）
- 2 教師用通信の発行（1月より月1回）
○教師力向上に必要なノウハウやスキルについて助言する。
- 3 ベテラン教師による若い教師へのサポート体制を構築する。
○ベテラン教師から声をかけ、相談しやすい雰囲気をつくる。

(4) 学校開放と地域力の活用、地域への貢献

← 赤穂西中校区

- 1 地域行事への子どもの積極的参加と、行事運営の補助活動（12月より）
○福祉活動への主体的参加
- 2 授業参観への興味づけ（1月より）
○自分の子どもが在学しない一般の方にも関心を持たせる。全授業について「授業の見どころ」「簡単な展開説明」「教師プロフィール」などを印刷したものを配布するなどの工夫に努める。

■ 3. 教師力の充実に関すること

〔生徒指導力、学級経営力、教育相談力の向上〕

(1) 生徒指導を全校的な視点で実施する

← 重点 7

- 1 学校として統一した対応がとれているかを常に検証する。
○児童生徒への組織的な関わりを進める。
○学年や学級による対応の違いをなくす。
- 2 若い教師は会議で積極的に発言する。（11月より）
○管理職から意識的に指名し、発言させる習慣をつくる。

(2) 生徒指導は管理強化や締め付けに頼るのではなく、

← 重点 8

児童生徒の気持ちの理解を基盤とする「開発的生徒指導」をめざす

- 1 ケースに即した生徒指導の実践（11月より）
○管理的生徒指導、受容的生徒指導、開発的生徒指導
○指導する場所などの環境への配慮
- 2 普段から保護者との信頼関係を構築
○問題がないときにも家庭訪問し、保護者との協力体制をつくる。
- 3 カウンセリングマインド研修の実施（1月より）

(3) 学級や学年の仲間づくりに取り込む

← 重点 9

- 1 集団の中で見逃しやすい弱者・冷やかし・いじめ・わがままなどに留意
○「生活ノート」「日記」などへの丁寧な返事の積み重ね
- 2 欠席児童生徒の存在を常に意識させる仲間づくり
○欠席しても阻害されない学級づくりの推進
○学級の児童生徒だけに任せない欠席者への連絡体制

■ 4. 児童生徒力と主体性の向上に関すること

〔児童生徒の柔軟な創造力と行動力を活かす〕

(1) 「いじめ・暴力」を追放する主体的活動の促進

- 1 「いじめ・暴力」の追放を児童生徒の主体的な行動により実現させ、児童生徒が安心して学校へ連絡できるしくみを共につくる。

(2) 「いじめ・暴力追放」憲章の制定と児童生徒大会の開催

←重点10

- 1 児童生徒による「いじめ・暴力追放」活動を各学校から、市全体のネットワークへと発展させ、連携の確認と地域や関係機関・団体等への協力をアピールする。
 - 小・中学校での「いじめ・暴力追放」憲章の制定（～3月）
 - 「いじめ・暴力追放」などをテーマとする非行防止市民大会の開催（25年8月）（市文化会館）

(3) 「いじめ・暴力」を追放する活動や運動の提示

- 1 意識向上の機会を設定
 - 校内外の諸活動の活動目的に「いじめ・暴力追放宣言」を活かす。

■ 5. インターネット・リテラシー教育に関すること

A〔ネット社会の健全な利用法とルール学習の実施〕

(1) 利便性と危険性を学習させる

←重点11

- 1 リテラシー研修の実施（12月まで）
 - 児童生徒、保護者、教師の全員が、立場や役割に応じた具体的な内容でそれぞれ実施する。（定期的に繰り返し実施する。）
- 2 保護者の出席確保（3月まで）
 - 複数回実施する、土日開催する、行事を兼ねるなどの対策を講じ、保護者全員参加を目標に徹底する。

(2) 個人情報の保護と人権問題を学習させる

- 1 具体的な教材で「授業」を実施（3月までに2回）
- 2 いじめ防止読み物資料、副読本などの活用

B〔保護者の役割確認と大人自身のマナー向上〕

(1) ネット・リテラシー学習と子どもの利用状況の把握

←重点12

- 1 保護者への資料提供
 - 保護者が家庭で指導できるように、必要な資料や教材を提供
- 2 学校内への持ち込み禁止

(2) 大人自身のモラル向上

- 1 リテラシー学習での意識づけ
 - 保護者研修会への出席（全員出席をめざす）